

第9号議案

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月27日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

不妊治療に係る費用の助成額を引上げ、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図りたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市不妊治療費助成に関する条例（平成 18 年豊後大野市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「5 万円」を「10 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊後大野市不妊治療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける不妊治療に係る助成から適用し、同日前に受けた不妊治療に係る助成については、なお従前の例による。